

島原市・大村市・五島市（限定特定行政庁）における 建設リサイクル法の届出の窓口変更に関するお知らせ

島原市・大村市・五島市における建築物の解体工事について、建設リサイクル法の届出先が一部変更になります。令和7年4月以降の届出は、解体工事を行う木造建築物の規模により、届出先は以下のとおりになります。

変更① 市役所から県振興局に窓口が変わるもの

- ・都市計画区域内において、2階以下で延べ面積が300㎡を超え、500㎡以下の木造建築物は県振興局が窓口となります

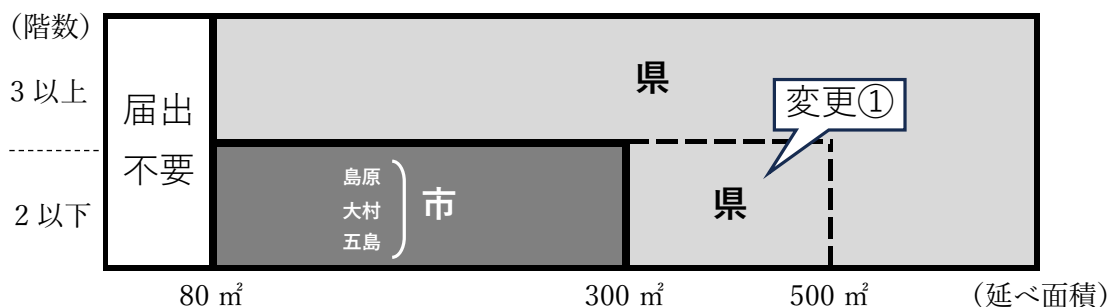
※特殊建築物で延べ面積が200㎡を超えるものは今までどおり県振興局が窓口です。

変更② 県振興局から市役所に窓口が変わるもの

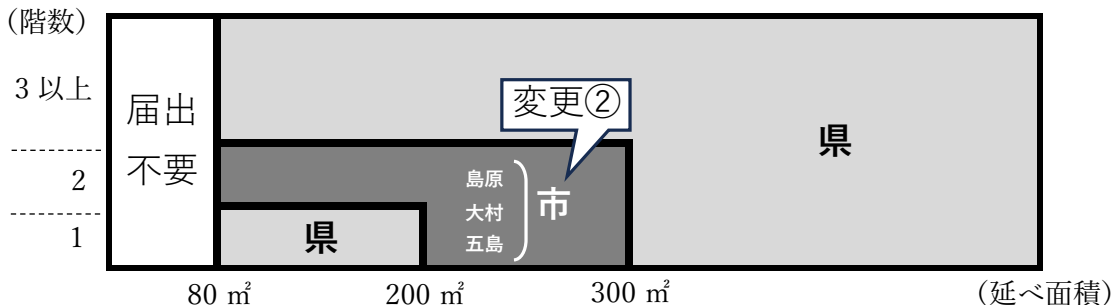
- ・都市計画区域外において、2階以下で延べ面積が300㎡以下（平屋かつ延べ面積が200㎡以下は除く）の木造建築物は市役所が窓口となります

※特殊建築物で延べ面積が200㎡を超えるものは今までどおり県振興局が窓口です。

都市計画区域内（木造建築物の場合）



都市計画区域外（木造建築物の場合）



全体版は裏面をご覧ください>>>

お問合せ先

島原市建設部都市整備課	0957-63-1111	長崎県島原振興局建設部建築課	0957-63-0111
大村市都市整備部建築課	0957-53-4111	長崎県県央振興局建設部建築課	0957-22-0010
五島市建設管理部建設課	0959-72-6111	長崎県五島振興局建設部管理・用地課	0959-72-2121

【全体版】島原市・大村市・五島市における建設リサイクル法の届出の窓口（令和7年4月以降）

都市計画区域内で解体工事をする場合

県が窓口

- 下記のうち、いずれかに該当するもの
- 特殊建築物で、その用途の床面積の合計が200㎡を超えるもの
 - 木造の建築物で地階を除く階数が3以上又は床面積の合計が300㎡を超える、若しくは高さが16mを超えるもの（平屋かつ床面積の合計が200㎡以下のものは高さに関わらず市が窓口になります）
 - 木造以外の建築物で階数が2以上又は床面積の合計が200㎡を超えるもの

市が窓口

- 下記のうち、いずれかに該当するもの
- 木造の建築物で地階を除く階数が2以下かつ床面積の合計が80～300㎡、高さが16m以下のもの（平屋かつ床面積の合計が200㎡以下のものは高さに関わらず市が窓口になります）
 - 木造以外の建築物で平屋かつ床面積の合計が80～200㎡のもの
- ※特殊建築物で、その用途の床面積の合計が200㎡を超えるものは県振興局が窓口になります

※ここでの床面積とは解体工事に係る部分の面積を示します。

※アンダーラインは変更部分を示します。

都市計画区域外で解体工事をする場合

県が窓口

- 下記のうち、いずれかに該当するもの
- 特殊建築物で、その用途の床面積の合計が200㎡を超えるもの
 - 木造の建築物で地階を除く階数が3以上又は床面積の合計が300㎡を超える、若しくは高さが16mを超えるもの
 - 木造の建築物で平屋かつ床面積の合計が80～200㎡のもの
 - 木造以外の建築物で床面積の合計が80㎡以上のもの

市が窓口

- 木造の建築物で地階を除く階数が2以下かつ床面積の合計が80～300㎡（平屋かつ床面積の合計が200㎡以下を除く）、高さが16m以下のもの
- ※木造の建築物で平屋かつ床面積の合計が80～200㎡のものは県の振興局が窓口になります
- ※特殊建築物で、その用途の床面積の合計が200㎡を超えるものは県振興局が窓口になります

※ここでの床面積とは解体工事に係る部分の面積を示します。

※アンダーラインは変更部分を示します。

その他工事をする場合

- 建築物に係る新築又は増築の工事で床面積の合計が500㎡であるもの（増築の工事については増築部分の面積）は、県振興局が窓口になります。
- 建築物の修繕・模様替え等工事（リフォーム等）で請負金額の額が1億円以上であるものは、上記の解体工事の条件を修繕・模様替え等を行う建築物に置き換えて判断してください（ただし、修繕・模様替え等工事（リフォーム等）の場合、建築物の床面積の合計が80㎡未満であっても、届出をする必要があります）。
- 建築物以外の工作物の工事（土木工事等）で請負金額の額が500万円以上の場合は、県振興局が窓口になります。